

令和6年度開催 第42回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

令和7年3月18日（火）10時00分～12時00分

■場所

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、上田委員、金澤委員、北村委員、関根委員、千葉委員、内記委員、
福山委員、村上委員、森川委員、横江委員

■欠席委員：

奥村委員、鞍野委員、壽崎委員、西尾委員

■事務局：

草津市都市計画部 一浦部長、杉田総括副部長
都市計画課 安土課長、高橋係長、長谷川主査、岩井主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

- 議事1 景観影響調査に対する意見について
- 議事2 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について
- 議事3 草津市景観計画改定について（報告）

1. 開会

【一浦部長】 <開会あいさつ>

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。当審議会は公開で行うこととされた。

3. 議事概要

議事1については原案どおり了承し、手続きを進めることとなった。

また、議事2については、付帯意見をつけて了承とし、手続きを進めることとなった。付帯意見として、以下の意見が付された。

- ・電光可変式広告物における面積等の基準の規制や消灯時間の緩和については、社会情勢等の変化や申請状況により、必要に応じて適時運用の見直しを検討すること。

主な意見および質疑は以下のとおり。

議事1 景観影響調査に対する意見について

【事務局】

<資料について説明>

【会長】

スピーカーを取り換えるとのことだが、スピーカーの性能も変わるのか。

【事務局】

今回の更新にあたっては音達調査をされており、スピーカーの形状等によっても音の伝わり方が変わるということで、取り換えにより性能が良くなるというふうに伺っている。

【委員】

事務局案の総合的な評価については異論はないが、判断のプロセスにおいて客観的な根拠に基づいて正当な判断が下されたのかという点で、資料が不足していると思う。

二点気になったが、一点目はスピーカーの実際のメーカー名や品番、写真を添付していただきたい。資料では「無彩色（グレー）」と書かれているが、インターネットで検索したところ、黒のように思う。

二点目は改築後のイメージ写真しかないが、現状の写真を添付し、改築前と改築後がきちんと比較できるように資料提示をお願いしたい。

【事務局】

次回案件からは、現物がわかるような資料を添付し、また、改築前後で比較できるように資料を整理する。

色については、無彩色の中でもどこからグレーとするのかは主観による部分もあるため、今後はマンセル値を伺うようにしたい。

議事 2 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

【事務局】

＜資料について説明＞

【委員】

消灯時間について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律では、繁華街等のエリアにおいて各自治体の条例によって午前 1 時までの延長営業が認められているため、消灯時間を午前 0 時から午前 1 時まで延長してはどうか。

【事務局】

その条例というのは滋賀県の条例か。

【委員】

風俗営業等の規制については、県単位のものではなく各市町の条例で延長可能な地域がある。実情としては、午前 1 時まで営業をされており、人通りも多い。

【会長】

条例は県ではないか。

【事務局】

風俗営業等の規制は都道府県単位だと認識しているが、改めて確認する。

【委員】

接待飲食等の営業については午前 1 時まで可能である。バーや居酒屋、深夜酒類提供飲食店営業は午前 0 時以降も営業することができる、届け出ることになっている。キャバレーなどはだめなようだ。

【会長】

午前 1 時までの延長営業が可能であるのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一種の例外規定のようなものか、それとも法律上そうになっているのか。

【事務局】

業種によって延長営業が可能になるものがある、ということを委員におっしゃっていた。事務局でも調べたうえで、会長と相談しながら実情に合わせたかたちで修正する。

【委員】

壁面広告物の基準について、現実的にはそこまで大きな広告物は掲出されないかもしれないが、壁面の 2 分の 1 や 3 分の 1 までつけられる基準となっている。条例上、設置が可能となっていて良いのか。

【事務局】

面積基準についてだが、壁面広告物でも野立広告物でもかなり大きいものがつけられるような基準になっている。デジタルサイネージに関しては、明るさで周辺への影響がかなり変わってくると考えており、輝度についての推奨基準を設定しているため、周辺への景観影響は配慮されると考えている。

【会長】

2分の1となっているが、現実にはそんな大きなものは申請があっても許可しないということか。そんなふうに基準を読むことができるのか。

【委員】

事務局では、景観と広告物の大きさは関係しないのではないかと考えているのか。

【事務局】

今、デジタルサイネージは通常広告物の自家用広告物の基準を適用するという説明をさせていただいた。デジタルサイネージの大きさとして大きいものをつけられる状況になるが、デジタルサイネージ自体、自ら発光する広告物であり、その輝度を光害対策ガイドラインの各指針値で合わせていただくように抑えることができれば、景観の影響という面で見るとしっかりセーブできると事務局では考えている。

【委員】

輝度の話はあまり詳しくないが、輝度はm²あたりいくつという数字になっていて、デジタルサイネージの電光表示の部分の性能や出力の大きさの話である。大きくなるということについての私の質問とはすれ違いの回答をされているように思う。事務局の回答は、夜であればキンキンに照らしてはいないけれども、大きい動画や画面が出てもそんなに明るくなければ良い、ということになると思う。そういう理解でよろしいか。

【事務局】

現行の通常の広告物であれば、この大きさまで設置できるというかたちになる。確かに大きいものが発光していることがどういうふうに視覚的に影響があるのかというところは測り方が難しいかもしれないが、通常の広告物自体も大きいものをつけられるという点では同じ基準でも致し方ないという考えをしている。

【会長】

東京には大きな広告物が設置されているが、草津市もそういうふうになっていいのかということである。

【委員】

明るさというのは距離によって必要な光量が変わるため、光量を数値で出すということは非常に難しい。光害対策ガイドラインでの推奨というのはわかりやすく、問題ないと思う。

壁面に対する面積だが、これはあくまで現行基準に沿ったものであり、デジタルサイネージの設置許可地域はにぎわいを創出したいエリアということである。現行の広告物でも問題は起きておらず、また、壁面となると、視認場所が視点間距離の遠いところに設置されるため、大きさを制限するとにぎわいが創出できないということにもなりかねないと思う。許可地域を絞っているため、問題ないと思う。

【会長】

私はあまり大きなものは構造物としての危険性があると思う。そういうもののチェックはないのか。

【委員】

安全面については、弊社では公益社団法人日本サイン協会が推奨する点検項目の「看板カルテ」を利用している。

屋上への設置は非常に危険だが、壁面は安全に取り付けることができる。また、あと施工アンカーでの強度試験もあり、しっかりと数値化して安全性を評価する団体も出てきているため、問題はないと考えている。

【委員】

前の景観審議会で、今後はデジタルサイネージが増えるというようなご発言があったことが印象に残っている。確かにこれからは普通の看板ではなくデジタルサイネージが増えてくると思うが、デジタルサイネージは周辺への影響が大きいと資料に書かれてあり、そのとおりだと思う。にぎわいの欲しいところにデジタルサイネージが設置されることはよくわかるが、今の屋外広告物がデジタルサイネージに変わっていくと、まちの景観がどんなふうになっていくのかがわからない。

また、今回、許可地域が追加になっているが、草津市役所周辺の地域も大きく追加されている。草津市役所周辺もデジタルサイネージの設置が可能となっていて良いのか。こういうところにもデジタルサイネージがどんどん設置されることが、これからの草津市の景観にとって良いのだろうか。幹線道路沿道にも設置できるが、デジタルサイネージは動画もあり、何秒間かは見てもらうという前提で動画を放映するため、運転手もそれに目を奪われて交通安全上問題がないのか心配である。

【事務局】

今回追加した第 2 種許可地域は商業地域と近隣商業地域に該当する地域であり、やはりこの地域の中でも周辺環境によって見え方が変わってくるため、輝度のところに関しては一定の基準ではなく、光害対策ガイドラインで示す各指針値を参考にさせていただくような基準に設定している。

幹線道路沿道への設置により運転者に問題は起きないのかというところに関しても、運転者に対しても明るすぎないような輝度に設定していただくことで配慮できると考えている。

【委員】

この質問に関連して、輝度を「推奨値とする」という意味がわからない。できれば守ってください、という意味の推奨値か。

【事務局】

デジタルサイネージの大きさや高さについては規則で定めることができると考えているが、明るさについては場所によって状況が異なるため、一律の基準を設定することが難しい。明るさについては、推奨値としてルールというような位置づけで守っていただきたいと考えている。

【委員】

デジタルサイネージが設置されたときのことが想像できない。だからといってどこにも設置できないということではおかしいため、設置してみて、問題があれば対策するようなものがあれば良いと思う。

【会長】

デジタルサイネージに特化した基準は滋賀県内でも草津市が初めてのことであり、全国的にも事例が少ないため、試行錯誤で検討していくしかないが、こういうものは少し厳しめに始めていくというのがルールだと思う。一旦許可したものを取り消すということは簡単にできることではないため、やる以上はきちんとやらなければならないと思う。

【委員】

許可期間について、デジタルサイネージは大きく、人の集まる場所に設置されるため、安全面で心配がある。安全点検は 3 年に 1 回でも良いが、途中で事業者の方にはメンテナンスをしっかりといただくことを許可条件に入れていただきたい。

【委員】

非常に同意見である。市の求める安全点検調書は文書でチェックする方式となっているが、例えば接続部の近接写真や点検を実施していることを証明する写真の添付であったり、安全点検者の明示であったりが必要だと思う。

【委員】

消灯時間についてだが、どの地域も一律になるのはどうかと思う。繁華街以外の地域に 24 時までデジタルサイネージがついているのはそぐわないのではないか。

【事務局】

草津市では、デジタルサイネージの設置が増えてきている状況であり、デジタルサイネージの許可基準ができた場合はその基準に適合させることを条件に、現行の通常広告物の許可基準に照らし合わせて許可をしている状況である。審議会での意見を考慮した許可基準を設けることは非常に大事な視点である一方で、広告物はにぎわいの活力になるため、規制とにぎわい創出とのバランスをとることが重要だと思う。前回提示した基準はかなり厳しい基準だったが、広告事業者のご負担や過度に掲出しにくくなってしまうことを危惧し、広告事業者の意向も踏まえる必要がある。

今回提示した基準案がベストだとは考えていない。課題が出てくればその課題が解消できるよう審議会でご議論いただきながら、必要に応じて検討をしていけば良いと思う。安全点検についても、運用上しっかり安全点検していただくようにする。本日の意見はできるだけ反映させて運用していきたい。

【会長】

消灯時間についての意見、許可期間は 3 年でもしっかりメンテナンスを実施いただきたいという意見、それから面積基準が一般広告物と同じで良いのか別の基準を設けるのか。あるいは、とりあえず事務局案で運用するのか。

【事務局】

今回は諮問しているため、答申の中にこういう意見があったということと、その意見をできるだけ反映し、趣旨を汲んで運用上行える面についてはしっかり取り組んでいきたいと考えている。

【会長】

審議会としては、諮問に対してどう答申するかを考える必要がある。いくつか問題点が指摘されたことを意見として付帯して答申する、というかたちでいかがだろうか。答申案については、付帯意見を私と事務局で協議するので一任いただきたい。

議事 3 草津市景観計画改定について（報告）

【事務局】

<資料について説明>

4. 閉会

【杉田総括副部長】 <閉会あいさつ>